



シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティー・リミテッドが応用地質<9755>株式の大量保有報告書を提出



東証1部の応用地質<9755>について、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティー・リミテッドが11月8日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出了。

提出理由は「純投資」によるもの。

報告書によると、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティー・リミテッドの応用地質株式保有比率は、5.75%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2021年10月29日。